

## 日本労働年鑑 戦後特集(第22集)

The Labour Year Book of Japan post war special ed.

## 第二篇 労働組合

## 第三章 労働組合運動

## 第三節 産業復興運動

戦時中再生産過程を無視した軍需生産への生産力の集中は日本資本主義の体制的矛盾を一層深化させた。敗戦後かくの如き矛盾は、領土の縮小、生産設備、生活資料の破壊、賠償設備の撤去等の条件の加重により、まさに大破綻の様相を呈するにいたつた。又戦時中生産力の極度の破壊にもかかわらず、戦争遂行のための臨時軍事費や軍需金融を中心に尙大に蓄積された擬制資本は戦後急速に顕在化し、インフレーションの根本的な原因となつた。このような状態に対処して政府は二十一年二月に新円発行、手持現金の制限、会社における原材料の封鎖払制、その他の金融措置を実施したが、いずれも抜本的解決とはならず、殊に軍需補償の打切りは時期を失して妥協的な解決におわつた。むしろかゝる政策によつて銀行資本の支配力は増加し、財閥解体によつて一応その存立の基礎をうばわれた金融独占資本の再編の過程が踏み出されたのである。しかしながら生産は拡大の方向に向うどころか、縮小の一途を辿り、昂進するインフレーションは生計費を高めて労働者を窮乏のふちに追いやることになつた。再建の意欲にもえる労働者は如何なる方策をとろうとしてそのやうな問題につきあたつたか？

このような状態におかれた労働者の最低生活を確保するための賃金値上げの経済的要求はそれ自体、はたらけるだけの賃金を保障しろという意味に於て生産的な意味をもつていたことはいうまでもないが、労働者の生産意欲を更におしすすめめるために「生産管理」という特異な争議手段が用いられるようになった。このような争議手段の採用は、当時の資本家の生産サボに対抗する意味をもつものでもあつた。同時にこの「生産管理」は、生産の再開という社会の現実的要請にもこたえ、最初は成功裡に闘われる場合が多かつた。又「生産管理」の成功的事例は労働者に対して多大な教育的効果すら与えることができたのである。すなわち労働者は「生産管理」を通じて、みずからが生産を組織する能力をもっていることを明確に自覚する効果をもたらしした。しかし「生産管理」の闘争は、資金資材不足の事態に直面し、生産管理の完遂を困難にしたばかりでなく、あまつさえ吉田内閣の「生産管理」否認の声明によつてこの闘争は全く下火になつたのである。

以上のべたやうな過程を辿つてすすめられた産業復興運動はその後の発展において二つの主流にわかれている。

この二つの主流を明確にしたのは昭和二十一年八月に相前後してひらかれた産別と総同盟の大会である。すなわちこの二つの大会で、それぞれの立場から産業復興運動の方針が決定され、爾後二つの方針にそつて運動が推進されてきたのである。

先ず総同盟では五月廿七日、廿八日の拡大中央委員会において産業復興運動の具体的活動指標、組織活動指針として次のことを決定した。

刻下の生産危機を克服し日本産業再建の具体的実績をあげるため

(1)労働組合の企業参加を促進し労働階級の創意と協力とを通じて「産業の民主化」と全産業的国家的「計画経済」への具体的前進を図ること、(2)そのためには労働協約に基く経営協議会を基礎とする中央機関を創設すること

### 具体的活動目標

- (1)労働運動の普及徹底、労組の企業参加の促進
- (2)生産増強運動、企業経営の合理化、民主化の方向
- (3)一切の死蔵資材の活用、資材の偏在是正
- (4)基本原料資源の開発並に輸入促進
- (5)工場実情、特に生産能力、設備材料、労働力等の自主的調査
- (6)生産アナーキーの打破、計画生産に基く重点生産、資材の重点配給の強行再編成
- (7)資材及設備の地方ブロック間の交流
- (8)接收工場企業並に休廃止工場の転換と失業対策
- (9)計画経済に基く日本産業機構の根本的再組織
- (10)労働者、技術者及職員の技術教育運動
- (11)労働階級の生産意欲の昂揚運動
- (12)商工省統制会、諸官庁、その他営団の民主化運動
- (13)食糧の重点配給、その他待遇の改善
- (14)一切の封建的制度と勢力の打破
- (15)中央地方の「産業復興会議」の確立

### 組織活動指針

- 1、組織単位を経営協議会とする。即ち労働協約による経営者と労組代表の機関を単位とする。
- 2、総同盟地方組合主催で召集された機関が作られる、必要ならば産別委員を作る。地域は実情に応じてやること。
- 3、地方産業的又は府県別規模のものは総同盟の地方連合会が主催して工場企業者団体、関係官庁、並びに学識者を召集する。
- 4、中央と地方、小地区と工場、これらの各段階の組織は同時的にドシドシと提唱され始められることが必要である。

5、これらの運動は労組のイニシアチブをとって進めなければいけない、少数幹部だけの運動としてでなく、常に大衆行動によつて裏付けて行くことが大切である。

6、この運動は先ず地方的な労働者大会の形で強く広汎な労働者の処で宣伝され、社会的反響を呼ぶように計画されると同時に祖国再建を志す凡る社会層の大衆、並びに企業家、学識者をこちらの陣営に引きつけることが大切である。

7、この運動は日本再建のため寸刻を争ふ。それ故に各組合は即刻機関に移して具体的な一步前進をはかられたい。

8、資料の配付、地方的成果や中央機関の活動などを宣伝し交換すること。

9、日本農民組合の提唱する「肥料及び農機具増産適配運動」は本運動と全く一致するものである。それ故この運動を全巾的に支持し、この運動を我々の全産業的運動と結びつけるやう活動すること。

10、航空機関係接收工場の対策及び現下の変態的な失業者大群を完全に就業させるために特別な対策委員会を設けることが必要

この決定は八月の総同盟全国大会で正式に確認され、かくて総同盟は独自の運動を展開することになった。この運動の具体化にあつては労働者のみの運動とせず、労働者を中枢として広く関係者の協力が必要であるとの見地から十月二十六日総同盟主催で経済同友会、技術連盟、商工農林省、官公職組、各労組等の参集を求め、打合せ会を開催、名称を「経済復興会議」と決定し、各界より準備委員を選任して運動の具体化への第一歩を踏み出した。爾来総同盟のこの呼びかけに対して最も積極的な反響を示したのはかねて産業界における進歩的中堅企業家の集りと目されていた経済同友会であつた。そこで十一月四日両者の会談において、基本条件として労資はあくまで対等の立場で協力する、互に経営権と労働権とを確認すること、産別会議に対しては本運動の全体性にかんがみて絶えず連携を保つことを申し合せ、その後日本労働組合会議の参加を見、爾来三者の間に協議を進めてきたが、十二月六日総同盟、日労会議及同友会の主催で「経済復興会議第一回準備委員会」を東京の東洋経済ビルに開催、結成声明書、基本方針及暫定規約等を決議してその構想を明らかにした。

経済復興会議の基本的性格としては、各経営協議会に重点を置く点が指摘される。すなわち運動の基本方針の中には「経営者ならびに労働者の民主的協力の観点から、労使問題をめぐる紛議については、極力経営協議会その他民主的機関の活用による相互の忍耐づよき交渉によるべく努力する」ことがうたわれているが、このことは総同盟の闘争方式である「直接的ストライキの方法を極力回避して、場面の重点を経営協議会にうつし、法制にうつし、政治闘争にうつす」という方針と全く符合しているのである。

産別会議は経済復興会議参加のよびかけに対し次の点を強く主張した。

一、経営協議会に労働条件の決定権を与えることは労働者の団体交渉権、罷業権を事実上無視することになり、スト封じのための労資休戦の機関となるから、経営協議会に最後の決定権を与へるべきでない。

二、労働者は独自の産業復興原案を樹立し、各経営に復興委員会を組織し、それを産業別に中央に積みあげて全体的統一として産業復興会議を持つべきで、経営協議会と同性質の経済復興会議では産業報国会式のものにすりかえられ、高能率、高賃金のス

ローガンも事実上労働強化を意味するようになる。

三、労働者の復興運動の一場面として資本家との協議を要するがその際にも労働者は独自の原案をもつて資本家の原案と、対照し条理をつくして研究しあつて、意見の一致したところは協同してその実現をはかる。経営協議会或いは同友会の唱える経済復興会議のごとき組織は産業復興協議会というべき討議の舞台とし決定機関とはしない。

四、中小商工業者は独占資本と官僚統制によつて圧迫されながらも産業復興の意欲がみられるから充分援助せねばならぬ。又全産業の復興にとつて農業の復興に特に重視しなければならない。農民の当面の要求を取りあげ農民と手を結ぶことが大切である。同友会案にはこの点がかけている。

日本労働年鑑 第22集／戦後特集

発行 1949年8月15日

編著 大原社会問題研究所

発行所 第一出版

2000年2月1日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 戦後特集(第22集)【目次】 次のページ→ ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---